

# 主な防火・防災管理関係義務一覧表

用途に応じて義務となる収容人員（算定方法は消防法施行規則第1条の3に規定されています。）等は以下のとおりです。該当するか否かは、テナントごとではなく、建物全体で判断します。

建物全体の用途 (消防法施行令別表第1)		防火管理者 (消防法第8条)	統括防火管理者 (消防法第8条の2)	防災管理者 【統括防災管理者】 自衛消防組織 (消防法第8条の2の5、第36条)				
(1) 項	イ	劇場、映画館等	高層建築物（高さ31mを超える建築物）で管理権原が分かれるもの	管理権原が分かれるもので、3階以上で30人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が11以上で延べ面積1万㎡以上</li> <li>・ 階数が5以上10以下で延べ面積2万㎡以上</li> <li>・ 階数が4階以下で延べ面積5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）			
	ロ	公会堂、集会場						
	(2) 項	イ				キャバレー、カフェー		
		ロ				遊技場、ダンスホール		
		ハ				風俗関連店舗		
	(3) 項	ニ				カラオケボックス等		
		イ				待合、料理店		
	(4) 項	ロ				飲食店		
						物品販売店舗		
	(5) 項	イ				旅館、ホテル		
		ロ				共同住宅、寄宿舎		
	(6) 項	イ				病院、診療所	管理権原が分かれるもので、3階以上で30人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が11以上で延べ面積1万㎡以上</li> <li>・ 階数が5以上10以下で延べ面積2万㎡以上</li> <li>・ 階数が4階以下で延べ面積5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）
		ロ				社会福祉施設（避難困難施設）	管理権原が分かれるもので、3階以上で10人以上	
		ハ				その他社会福祉施設	管理権原が分かれるもので、3階以上で30人以上	
		ニ				幼稚園、特別支援学校		
(7) 項		学校		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が11以上で延べ面積1万㎡以上</li> <li>・ 階数が5以上10以下で延べ面積2万㎡以上</li> <li>・ 階数が4階以下で延べ面積5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）				
(8) 項		図書館、博物館						
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	管理権原が分かれるもので、3階以上で30人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が11以上で延べ面積1万㎡以上</li> <li>・ 階数が5以上10以下で延べ面積2万㎡以上</li> <li>・ 階数が4階以下で延べ面積5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）				
	ロ	公衆浴場						
(10) 項		停車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が11以上で延べ面積1万㎡以上</li> <li>・ 階数が5以上10以下で延べ面積2万㎡以上</li> <li>・ 階数が4階以下で延べ面積5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）				
(11) 項		神社、寺院、教会						
(12) 項	イ	工場、作業場						
	ロ	スタジオ						
(13) 項	イ	車庫、駐車場						
	ロ	航空機格納庫						
(14) 項		倉庫						
(15) 項		事務所等						
(16) 項	イ	複合用途（特定用途含む）	管理権原が分かれるもので、3階以上で30人以上 （(6)項ロが含まれる場合は、10人以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象用途部分が11階以上の階にあり、対象用途部分の床面積の合計が1万㎡以上</li> <li>・ 対象用途部分が5階以上10階以下の階にあり、対象用途部分の床面積の合計が2万㎡以上</li> <li>・ 対象用途部分が4階以下の階にあり、対象用途部分の床面積の合計が5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）				
	ロ	複合用途（非特定用途のみ）	管理権原が分かれるもので、5階以上で50人以上					
(16の2) 項		地下街	管理権原が分かれるもの	延べ面積1千㎡以上 （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）				
(16の3) 項		準地下街						
(17) 項		文化財	高層建築物（高さ31mを超える建築物）で管理権原が分かれるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が11以上で延べ面積1万㎡以上</li> <li>・ 階数が5以上10以下で延べ面積2万㎡以上</li> <li>・ 階数が4階以下で延べ面積5万㎡以上</li> </ul> （管理権原が分かれる場合は統括防災管理者が必要）				

※   は特定用途、それ以外は非特定用途です。

※新築の工事中の建築物・建造中の旅客船における防火管理者選任義務については、消防関係法令をご確認ください。